

北九州市 発達障害者支援地域 協議会・専門部会

全部会共通

2022.3.24 3.28 3.29

本日の予定

※ 20時30分
終了

《事務局説明》20～30分

専門部会議論の振り返り

専門部会議論のまとめ、今後必要な取組み

令和4年度からの取組み（専門部会の議論を受けて）

《意見交換》30～40分

専門部会議論のまとめ、今後必要な取組み

令和4年度の取組に対する意見

これまでの 経過 ①

令和元年9月 北九州市発達障害者支援地域協議会
発足

【基本的視点】

乳幼児期から成人後までのライフステージを通じて

- ①特性の気付き
- ②特性の「理解と評価」
- ③特性を踏まえた「手立て」
- ④次のライフステージへの「引継ぎ」

を一貫して行うシステムを構築

自分らしさを大切にしながら、**身近な地域での自立した生活と社会参加**を進める包括的支援の推進

これまでの 経過 ②

令和3年2月 地域協議会「中間まとめ」
全8回の議論のまとめ

11の検討課題に沿って、全27項目
からなる「取り組みの方向」をまとめ

「中間まとめ」に盛り込まれた提言の具体化について
検討を進めるため、**3つの専門部会**を設置

〔3つの専門部会〕

- ①調査・骨格検討部会
- ②第一部会(支援システム検討部会)
- ③第二部会(強度行動障害支援検討部会)

これまでの 経過 ③

(※現状把握と
具体策の検討)

①調査・骨格検討部会

特性理解と支援への反映(特に「基本の手立て」について検討)

②第一部会(支援システム検討部会)

ライフステージごとの「気付き～特性理解～基本の手立て」の仕組み検討

③第二部会(強度行動障害支援検討部会)

重度の障害があっても地域で暮らせる環境



三つの専門部会の議論は相互に関連・補完

(部会長による調整、地域協議会・全体会への報告)

令和3年度末に地域協議会「最終まとめ」完成

令和4年度市予算及び事業に「具体策」を反映

調査・骨格 検討部会 ①

【活動内容】

- 1 「基本の手立て」について定義
- 2 実態調査の実施(当事者、家族、多職種)
- 3 課題整理と取組みの検討

《参考》 調査・骨格検討部会「基本の手立て」 発達障がいのある人の日常生活を支える「基本の手立て」の定義

【大きな定義】

個の障がい特性に応じた、様々な生活場面における
根拠ある支援ツールの導入及び生涯にわたる支援実践。

【順序性で整理した下位の要素】

- ①個の困り感の気づきの実態把握の方法、特性を理解するアセスメント・ツール
…各現場での当事者の実態把握、心理学的な検査ツール
- ②各障がい特性に適した支援を実践するための関連機関の連携・活用
…医療機関の相談、福祉・教育・労働・家族等との連携、専門機関からの助言、当事者・家族を支える相談機関等
- ③一般的な各障がい特性に対する配慮方法
…聴覚過敏に対する刺激の除去、明確な見通しの提示等
- ④日常生活の各生活領域（身辺自立、コミュニケーション、学習、職業、社会性（集団生活）、余暇等）を支える支援ツール
…視覚的な手順手があり、コミュニケーション・カード、スケジュール等
- ⑤個の特性に応じた支援の検討過程
…個別の支援（指導）計画、PDCAサイクルの支援体制等
- ⑥専門的な手法
…TEACCH、応用行動分析学、PECS、感覚統合療法等

調査・骨格 検討部会 ②

【見えてきた 課題】

・ 必要なツールは概ね使われているが、正しい使用法やその効果、また日々の対応とその準備について不安、困難、負担を感じる人が多い。

・ 手立ての選定（何を選ぶか）、優先性（どこから導入したらよいか）、正確性（これで本当にうまくいっているのか）を提示してもらえる、外部からのサポートが必要。

・ それぞれの専門機関がどのような役割を担っていて、求められる役割を果たしているか、また役割を果たすためにどのような仕組みや体制が必要か実態調査（検証）が必要ではないか。

・ 支援の現場でうまくいっているところの取り組みを横展開していくとよい。実際にどのような工夫をして効果をあげているのか把握して広報してはどうか。

調査・骨格 検討部会 ③

【今後必要な 取組み】

- ・ ツールの使用法や効果等についての広報や相談支援の強化
- ・ 支援者向け研修（個に応じた支援を提案できるスキルの習得）の強化
- ・ 専門機関の機能、役割についての現状把握、効果検証、地域支援者への情報発信（※全部会共通）
- ・ 地域支援者における支援の好事例に関する情報収集と横展開のネットワーク（※全部会共通）

第一部会 ①

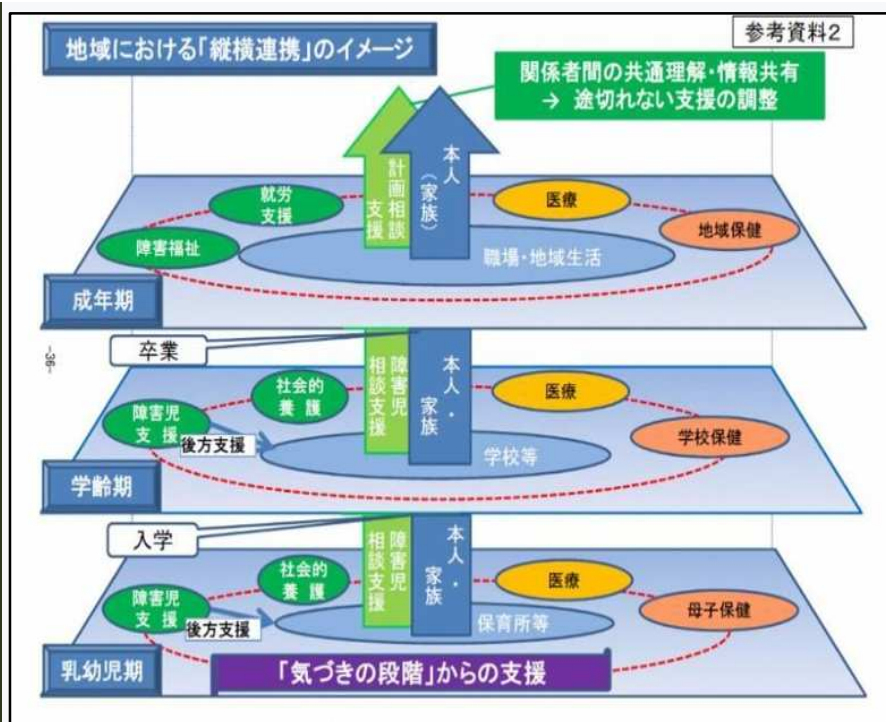
【活動内容】

事例検討の実施（全7事例）

- ・ 地域医療連携
- ・ 学校等での支援
- ・ 大学での支援
- ・ 就労支援
- ・ 保護者支援
- ・ 地域相談支援
- ・ 成人期の支援

〔振り返り〕 第一部会の 目指すもの

多職種連携、
ライフステージを
通した支援の
イメージ
(地域における「縦横連携」)



障害児支援の在り方に関する検討会報告書・概要版（平成26年7月）
→ 上記にインフォーマルな社会資源を追加（当事者交流・保護者交流・地域交流など）

第一部会 ②

【見えてきた 課題】

- ・ 個に応じた支援体制を組めたケースは予後も安定している。（発表事例）
- ・ 本人や家族に最も身近な地域関係者（例えば、かかりつけ医）のところに、地域の社会資源や専門機関の利用方法等の情報が届いていない。
- ・ 一部の専門職が、多忙な中で個に応じたネットワークづくりや支援方針の調整、情報引継など、連絡調整まで広く対応している。
- ・ 一人のコーディネーターがすべての調整を担うのではなく、コーディネーター間で情報交換できるような仕組みが必要ではないか。
- ・ 新たな仕組みやコーディネーターの配置には時間が必要。まずは各専門機関の機能や連携方法のガイドラインを作って示してはどうか。

第一部会 ③

【今後必要な 取組み】

- ・ 専門機関のコーディネーターが集まる情報共有や調整の仕組みづくり

- ・ 地域支援者向けの、専門機関へのアクセス方法や相談方法のガイダンス（ガイドラインの作成・提示）

（※ 以下、全部会共通）

- ・ 専門機関の機能、役割についての現状把握、効果検証、地域支援者への情報発信

- ・ 地域支援者における支援の好事例に関する情報収集と横展開のネットワーク

第二部会 ①

【活動内容】

- 1 部会長基調講演（7つの提言）

- 2 先進事例のweb講演、協議

- ・ 国立病院機構肥前精神医療センター（多職種連携）
- ・ 横浜市（事業所コンサルテーション）
- ・ 福岡市（地域連携、早期介入・集中支援）

- 3 市内障害福祉サービスに係る基礎データ解析（対象者抽出、現状把握）

- 4 実態調査の実施（当事者家族、多職種）

《参考》 第二部会・部会長提言（基調講演より） 強度行動障害のある人を地域で支えるには

提言① 実態調査の実施

… 当事者と家族、支援者の抱える困難を明らかにする

提言② 地域協議会の設置

… 開かれた議論のもとで、強度行動障害に係る地域支援体制の全体構想を策定する

提言③ アウトリーチ支援チームの設置

… 家庭、学校、福祉、医療の現場に即時介入、早期改善・指導育成

提言④ 拠点施設の整備

… 強度行動障害のある人を一定期間受け入れて集中支援を行う施設を整備

提言⑤ 生活の場の確保

… 必要な支援を受けながら地域で生活できる場の確保 ～ 入所施設、グループホーム、支援付き単身生活

提言⑥ 教育と普及啓発の推進

… 多職種と保護者のための体系的かつ実践重視の教育や自閉症支援の普及啓発

提言⑦ 必要な人材確保とインセンティブ制度の導入

… 受入施設に対する必要な職員の加配、職務に応じた報酬の加算

第二部会 ②

【見えてきた 課題】

- ・ 行動関連項目10点以上の方は864人、うち在宅の方が269人（31%）、入所型の施設が486人（56%）。施設入所者の7割近くは市外の施設へ入所。
- ・ 在宅ケースでは平日日中の生活介護事業所への通所時間帯を除き、殆どの時間帯を専ら家族が介護している。
- ・ 家族も必要な手立ては取り入れているが、大声、他害、破壊行動などの行動問題は続いており、家族は疲弊している。
- ・ 重篤なケースは精神科病院へ入院することもある。この場合、長期間、保護室での対応とせざるを得ない。
- ・ 現在のところ在宅で家族同居生活を続けたいとの意向があるが、将来の生活の場についての不安が非常に強い。（将来はグループホームや施設へ、と思うが、行くところがあるのか、暮らしていけるのか、先の見通しが立たない）

第二部会 ③

【今後必要な 取組み】

◎ 本人の地域生活を支えるサービスの基盤整備
(行動援護、重度訪問介護、個別化された環境のある生活の場～グループホーム等の支援付き単身生活)

・ 専門職によるアウトリーチ～早期介入・集中支援の仕組み(集中支援の場としての拠点を含む)

・ 家族や地域支援者に対するコンサルテーション、コーチングの強化

(※ 以下、全部会共通)

・ 専門機関の機能、役割についての現状把握、効果検証、地域支援者への情報発信

・ 地域支援者における支援の好事例に関する情報収集と横展開のネットワーク

これからの 発達障害支援 の目標・案

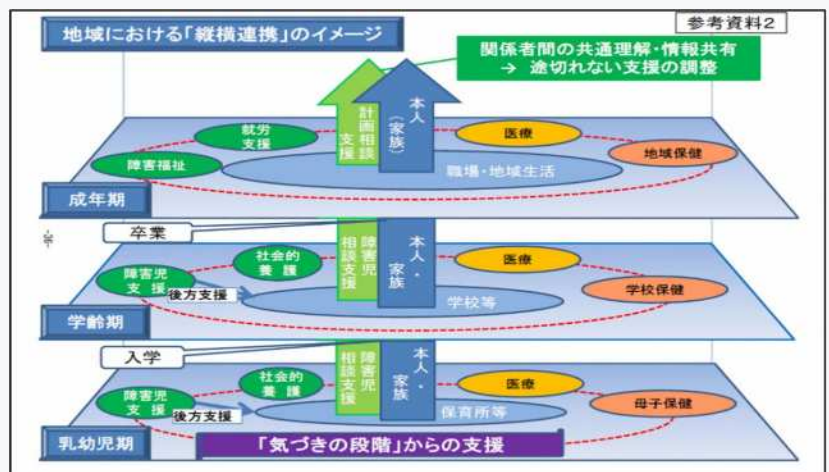
※専門部会の議論を受けた今後の対応

発達障害があっても、またその障害が重くても

- ・ 地域で支え、
- ・ 地域で育ち、
- ・ 地域で暮らし、
- ・ 地域に貢献する

環境をつくる。

縦横連携を地域で実践
地域＝日常生活圏域



(参考) 国の方向

障害者総合支援法改正法
施行後3年の見直しについて
(中間整理)

令和3年12月

【障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実】

○ 障害者の入所施設や病院からの地域移行を進め、障害者が地域生活を安心して送れるよう、障害者が希望する多様な地域生活の実現に向けた支援や地域生活支援拠点等の整備・充実等を図ることが必要である。

○ どのような相談もまずは受け止める、アクセスしやすい相談体制を整備するため、地域で中核的な役割を果たす相談支援の機関を中心に、本人の希望する暮らしを形づくり、継続するための相談支援の充実・強化が必要である。

○ こうした取組を進めるに当たっては、障害者総合支援法の基本理念である「可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること」、「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され」ること等を踏まえ、入所施設や病院からの地域移行を促進する必要があることを明確化していくとともに、親元からの自立を含めたライフステージ全体や、様々な地域生活を支える社会資源全体の基盤整備も視野に入れた総合的な支援を進めていく必要がある。

今後の取組み

(令和4年度～)

※ 専門部会の議論
を受けた今後の対応

・ 3つの専門部会の議論を踏まえ、まずは

①基本の手立ての実施方法等に関する広報啓発

②専門機関への相談に係るガイドライン作成

③強度行動障害に係るアウトリーチ支援の企画検討

に着手。(令和4～5年度 ①、②はまず簡単なパンフレットやwebサイトを作成)

・ 市内地域支援者や専門機関へのヒアリングを実施。専門部会の議論を伝えながら、好事例の情報収集や新規事業への参入意向、参入への障壁について把握。

・ 財源や制度の見直しを伴う施策は、国の動向を踏まえ、次期計画(R6～)の策定にあわせて検討。(強度行動障害に対応したサービスの基盤整備、専門機関の再編等)

・ 令和4年度より地域協議会(全体会)を再開、専門部会の意見を踏まえた施策の進捗管理